

第151期 定時株主総会

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

招 集 ご 通 知

日時 平成28年6月24日(金曜日)
午前10時

場所 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川
ボールルーム(ウエスト)

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、
お間違えのないようご注意ください。

第151期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 株式併合の件	7
第3号議案 取締役14名選任の件	9
事業報告	24
連結計算書類	56
計算書類	58
監査報告書	60

株式会社 荏原製作所

証券コード：6361



創業の精神「熱と誠」

与えられた仕事をただこなすのではなく、自ら創意工夫する熱意で取り組み、誠心誠意これをやり遂げる心をもって仕事をする。そして、何事も熱意と誠心をもって人に接すれば、相手に通じないことはない。

企業理念

水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたびの「平成28年熊本地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

第151期定時株主総会を6月24日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び平成27年度の事業の概況について、ご報告申し上げますので、ご高覧ください。

平成28年6月

取締役
代表執行役社長

前田東一

株 主 各 位

証券コード 6361

平成28年 6月 2日

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社 **荏原製作所**

取締役
代表執行役社長 前田 東 一

第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**平成28年6月23日(木曜日)午後5時15分までに**議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時
(受付開始予定時刻 午前9時) |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階 TKPガーデンシティ品川 ボールルーム(ウエスト)
(昨年の会場より変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

詳しくは **P5** をご参照ください。

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第151期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第151期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 取締役14名選任の件 |

4. 招集にあたって の決定事項

議決権行使書用紙の郵送と電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。また、電磁的方法によって議決権を複数回行使された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトの開示いたしました。
- 当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席ください。
- 当社にご質問になりたい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。下記のウェブサイトをご利用ください。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただきます。

〈ご質問受付ウェブサイト〉 <https://www.ebara.co.jp/ir/stocks/contact/index.html>

ユーザ名：ebara パスワード：ebr151

インターネットによる開示

1. 次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ④計算書類の「個別注記表」なお、監査委員会及び会計監査人は、上記の当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。また、昨年は上記②、④をウェブサイト掲載により開示しておりましたが、本年は上記①、③を含め4項目を対象といたしました。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

〈当社ウェブサイト〉 <http://www.ebara.co.jp/ir/stocks/shareholdersmeeting.html>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 出席



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時

平成28年6月24日(金曜日) 午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)

場所

SHINAGAWA GOOS 1階 TKPガーデンシティ品川 ボールルーム(ウエスト)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

2 郵送



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成28年6月23日(木曜日) 午後5時15分到着分まで

※ 各議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

3 インターネット



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月23日(木曜日) 午後5時15分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス

<http://www.web54.net>

1 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等で行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2 パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3 システムに係る条件について

- (1) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (2) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

4 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120(652)031（受付時間 9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
ア 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120(782)031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

機関投資家の
皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

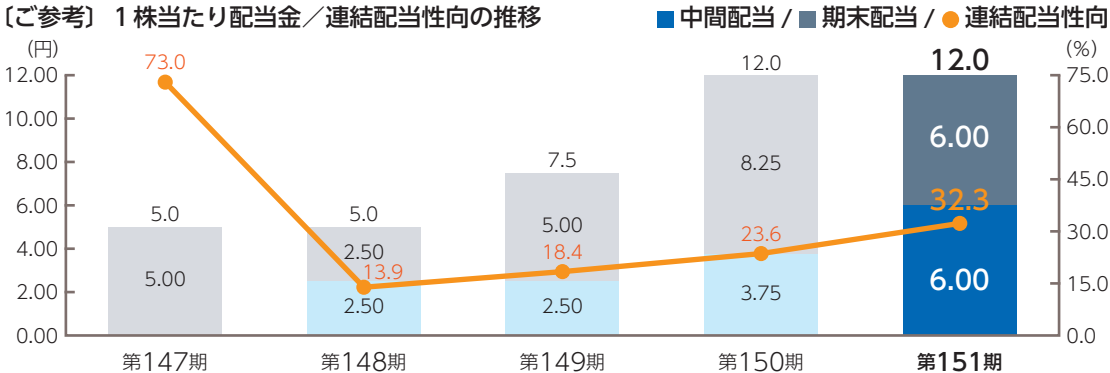
当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けており、配当につきましては、中長期的に連結配当性向の平均を25%程度とすることを目標に当該期の業績に連動して実施する方針としております。

この方針に基づき、第151期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、下記のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき、金 6円 総額 2,790,810,198円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年 6 月27日

なお、中間配当金6円を含めた年間配当金は、1株につき合計12円（前期比同額）となります。



第2号議案 株式併合の件

1 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし（以下「本単元株式数変更」といいます。）、併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました（以下「本株式併合」といいます。）。なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位は従前に比して2分の1の水準となります。

2 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合したいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じるときは、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4 上記3の日（効力発生日）における発行可能株式総数

200,000,000株

本株式併合の割合に合わせて、現行の10億株から2億株に減少させます。

5 その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は併合前の5倍となります。

(ご参考)

本議案が原案どおり可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の規定に従い、平成28年10月1日付で、次の内容の定款変更が行われることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 億株とする。 (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 第8条～第39条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億株とする。 (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 第8条～第39条 (現行どおり)

第3号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、ここに取締役14名の選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、取締役会で定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」及び同委員会 で定めた取締役選任基準に照らし、取締役候補者全員が、候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。なお、当社で定める「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と選任基準」につきましては、22頁から23頁をご参照ください。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役候補者		
			属 性	就任予定委員	
1	矢 後 夏之助	取締役会長 指名委員会委員 取締役会議長	再任 非執行	指名委員	
2	前 田 東 一	取締役 代表執行役社長	再任		
3	宇 田 左 近	取締役 指名委員会委員長 筆頭社外取締役	再任 社外 独立役員	指名委員	
4	並 木 正 夫	取締役 監査委員会委員	再任 社外 独立役員	監査委員	
5	国 谷 史 朗	取締役 報酬委員会委員長	再任 社外 独立役員	報酬委員	
6	松 原 亘 子	取締役 指名委員会委員	再任 社外 独立役員	指名委員	
7	澤 部 肇	取締役 報酬委員会委員	再任 社外 独立役員	報酬委員	
8	山 崎 彰 三	取締役 監査委員会委員	再任 社外 独立役員	監査委員	
9	佐 藤 泉	取締役 監査委員会委員	再任 社外 独立役員	監査委員	
10	藤 本 哲 司	取締役 監査委員会委員長（常勤）	再任 非執行	監査委員	
11	辻 村 学	取締役 執行役専務	再任		
12	大 井 敦 夫	取締役 執行役専務	再任		
13	澁 谷 勝	取締役 報酬委員会委員	再任 非執行	報酬委員	
14	津 村 修 介	取締役 監査委員会委員（常勤）	再任 非執行	監査委員	

再任…再任取締役候補者 社外…社外取締役候補者 非執行…社内非業務執行取締役候補者 独立役員…証券取引所届出独立役員 指名委員…指名委員会委員候補者 報酬委員…報酬委員会委員候補者 監査委員…監査委員会委員候補者

候補者番号

1

やご なつのすけ
矢後 夏之助

昭和26年5月16日生(満65歳)

再任

非執行

指名委員

所有する
当社株式数 100,000 株取締役在任
年数 12 年
※本総会終結時平成27年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)平成27年度における
指名委員会への出席状況
5回/5回(100%)

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和52年 4月 当社入社
平成14年 6月 当社執行役員
平成16年 4月 当社精密・電子事業本部長
平成16年 6月 当社取締役(現在)
平成17年 4月 当社精密・電子事業カンパニープレジデント

平成18年 4月 当社常務執行役員
平成19年 4月 当社代表取締役社長
平成25年 4月 当社取締役会長(現在)
平成27年 6月 当社指名委員会委員(現在)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とする理由

候補者は、精密・電子事業の責任者を経て社長に就任し、その任期中は着実な財務基盤の強化やコンプライアンス経営の徹底に尽力いたしました。また、会長就任後も取締役会議長として、ガバナンスの強化等を推進しており、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。候補者の取締役会議長としての実績、社内での経歴、及び昨年の指名委員会等設置会社への移行におけるリーダーシップの発揮やこの一年間の指名委員会委員としての積極的な活動から、今後も非業務執行の取締役として、公正に経営の監督を遂行することが可能であると判断しています。

■ 株主の皆様へ

攻めのガバナンスを目指して指名・報酬・監査の三委員会を中核とする取締役会に衣替えして2年目となります。ガバナンスの仕組みは、企業の価値を増大させていくための基盤にすぎません。これからは、継続的な成長を目指して取締役会の機能がより実効性のあるものとなるようリーダーシップを発揮していく所存です。経営に長く携わってきた経験に基づいて、関連するリスクについて十分に検討したうえで、執行陣の迅速・果断な業務執行の後押しをする姿勢を今後も続けていきます。

候補者番号

2

まえだ とういち
前田 東一

昭和30年12月24日生(満60歳)

再任

所有する
当社株式数 31,000 株取締役在任
年数 5 年
※本総会終結時平成27年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社
平成19年 4月 当社執行役員
平成22年 4月 当社常務執行役員
平成23年 4月 当社風水力機械カンパニー
カスタムポンプ事業統括

平成23年 6月 当社取締役(現在)
平成24年 4月 当社風水力機械カンパニープレジデント
平成25年 4月 当社代表取締役社長
平成27年 6月 当社代表執行役社長(現在)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とする理由

候補者は、当社の基幹事業であるポンプ事業の統括、風水力事業の責任者を経て、社長に就任しており、事業における技術的なノウハウ、企業経営の分野において専門的な知見を有しております。昨年の指名委員会等設置会社への移行において業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に努めています。今後も代表執行役社長を兼務する取締役として、業務執行の陣頭指揮を執り、持続的な成長を目指していくとともに、監督と執行の両面で、取締役会での決議事項や報告事項に対する適切な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

■ 株主の皆様へ

平成28年度は現在進めています中期経営計画「E-Plan2016」の最終年度にあたります。市場の成長スピードがスローペースに変化している事業環境ではありますが、主要事業における「E-Plan2016」の施策をグループ全体で迅速な業務執行を着実に実行し、成果を刈り取る事業年度にしていまいります。また、さらなるグループの成長を目指して次期中期経営計画の策定を進めてまいります。今後とも株主の皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

うだ さこん

宇田 左近

昭和30年5月22日生(満61歳)

再任

社外

独立役員

指名委員



所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

5年

※本総会最終時

平成27年度における
取締役会への出席状況

14回/14回(100%)

平成27年度における
社外取締役会議への出席状況

9回/9回(100%)

平成27年度における
指名委員会への出席状況

5回/5回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 平成元年 7月

マッキンゼー・アンド・カンパニー入社(平成18年2月退社)
- 平成18年 2月

日本郵政株式会社執行役員(平成19年10月退任)
- 平成19年10月

同社専務執行役兼郵便事業株式会社
(現日本郵便株式会社) 専務執行役員
(平成20年6月 日本郵政株式会社専務執行役退任)
(平成22年6月 郵便事業株式会社退職)
- 平成22年 5月

ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授(現在)
- 平成22年 7月

株式会社東京スター銀行執行役最高業務執行責任者
(平成23年6月退任)
- 平成23年 6月

当社取締役(現在)
- 平成24年 9月

原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・
廃炉等支援機構) 参与(現在)
- 平成26年 4月

ビジネス・ブレークスルー大学経営学部長・教授(現在)
- 同

株式会社ビジネス・ブレークスルー取締役(現在)
- 平成27年 6月

公益財団法人日米医学医療交流財団理事(現在)
- 同

当社指名委員会委員長(現在)
- 平成27年 7月

当社筆頭社外取締役(現在)
- 平成28年 4月

ビジネス・ブレークスルー大学副学長(現在)

重要な兼職の状況

ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授
ビジネス・ブレークスルー大学副学長・経営学部長・教授
原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与
株式会社ビジネス・ブレークスルー取締役
公益財団法人日米医学医療交流財団理事

社外取締役候補者とする理由

候補者は経営戦略などの専門家及び会社経営者としてこれまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する提言を行っています。当社の社外取締役として取締役会をはじめとした重要会議において、経営全般の観点から積極的に発言している他、筆頭社外取締役として社外取締役会議をリードし取締役会における議論の質の向上に努めています。また指名委員会委員長として取締役候補者の選定等の指名委員会活動を統率しています。今後も候補者の幅広い知識と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

宇田左近氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっておりました郵便事業株式会社(現 日本郵便株式会社)と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しております。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
郵便取扱い等	日本郵便株式会社	当社グループ	0.1%未満 (15百万円未満)	同社平成28年 3月期 連結営業収益	同氏は平成22年6月に同社を退職 しております。

株主の皆様へ

平成28年はE-Plan2016の最終年度、PDCAサイクルを実施しつつ次の成長軌道へのスタートに向けた年として重要な節目を迎えます。答えの見えない時代、スピード感をもって自ら答えを創出することが求められます。指名委員会等設置会社に移行して2年目を迎えた取締役会の「実効性」も厳しく問われます。この節目の年に企業価値向上に向けて取締役会は何をすべきか、社外取締役として株主の皆様の視点に立ってその役割を果たすべく尽力してまいります。

候補者番号

4

なみ き まさ お

並木 正夫

昭和24年4月2日生(満67歳)

再任

社外

独立役員

監査委員



所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

4年

※本総会終結時

- 平成27年度における
取締役会への出席状況
- 14回／14回(100%)
- 平成27年度における
社外取締役会議への出席状況
- 9回／9回(100%)
- 平成27年度における
監査委員会への出席状況
- 11回／11回(100%)

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和50年 4月 東京芝浦電気株式会社
(現株式会社東芝) 入社

平成15年 6月 同社執行役常務

平成17年 6月 同社執行役上席常務

平成19年 6月 同社執行役専務

平成20年 6月 同社取締役、執行役専務

平成21年 6月 同社取締役、代表執行役副社長

平成23年 6月 同社常任顧問
(平成26年6月退任)

平成24年 6月 当社取締役 (現在)

平成27年 6月 当社監査委員会委員 (現在)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とする理由

候補者は日本を代表する上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有しています。またトップメーカにおけるマネジメント経験から当社の経営についても造詣が深く、取締役会をはじめとした重要会議において積極的に発言しています。また、監査委員会委員として当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。今後も候補者の豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

■ 当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

並木正夫氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が過去に業務執行に携わっておりました株式会社東芝と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		当該取引額が示す事項 (該当する独立性基準)
製品販売等	株式会社東芝	当社グループ	0.1%未満 (10億円未満)	同社平成28年 3月期 連結売上高	同社全体から見た取引額が僅少であり、 独立性に問題のないレベルであること (2)②)
当社グループの製品 及びアフターサービス	当社グループ	株式会社東芝	1.5%未満 (60億円未満)	当社平成28年 3月期 連結売上高	当社グループから見た取引額が僅少であり、 独立性に問題のないレベルであること (2)①)

■ 株主の皆様へ

荏原製作所は、平成27年6月より指名委員会等設置会社へ移行し、コーポレートガバナンス体制の強化を図る努力をしています。私は、社外取締役及び監査委員会委員として会社の経営がより充実したものとなるようにその責務を果たして行きたいと考えております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

くにや しろう
国谷 史朗

昭和32年2月22日生(満59歳)

再任

社外

独立役員

報酬委員



所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

4年

※本総会終結時

平成27年度における
取締役会への出席状況

13回/14回(93%)

平成27年度における
社外取締役会議への出席状況

7回/9回(78%)

平成27年度における
報酬委員会への出席状況

4回/4回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和57年 4月 弁護士登録(現在)
同 大江橋法律事務所
(現弁護士法人大江橋法律事務所) 入所
昭和62年 5月 ニューヨーク州弁護士登録(現在)
平成 9年 6月 サンスター株式会社社外監査役(平成12年6月退任)
平成14年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員(現在)
平成18年 6月 日本電産株式会社社外監査役(平成22年6月退任)

平成24年 3月 株式会社ネクソン社外取締役(現在)
平成24年 6月 当社取締役(現在)
平成25年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
社外取締役(現在)
同 武田薬品工業株式会社社外監査役(現在)
平成27年 6月 当社報酬委員会委員長(現在)

重要な兼職の状況

弁護士
ニューヨーク州弁護士
弁護士法人大江橋法律事務所代表社員
株式会社ネクソン社外取締役
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役
武田薬品工業株式会社社外監査役

社外取締役候補者とする理由

候補者は会社法関係、国際取引や知的財産を専門とする弁護士で、これまでも取締役会をはじめとした重要会議で法的観点から積極的に発言しています。また、報酬委員会委員長として、グローバルな観点を含む広い視野に立ち、取締役や執行役の報酬の決定等の報酬委員会の活動にリーダーシップを発揮しています。今後も候補者の専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

国谷史朗氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

株主の皆様へ

当社が長年育んできた社会インフラを支えるしっかりとした技術と良好な人間関係をいかに、いかに規律を保ちながら緊張感を持って新しいビジネス機会を創造していくかが重要だと考えています。指名委員会等設置会社に移行して2年目を迎えますが、当社にとってあるべきガバナンスとは何かを常に意識し、弁護士として危機管理やコンプライアンスに十分に留意しながら、株主価値の向上に努めたいと思います。

候補者番号

6

まつばら のぶこ

松原 亘子

昭和16年1月9日生(満75歳)

再任

社外

独立役員

指名委員



所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

1年

※本総会終結時

- 平成27年度における
取締役会への出席状況
- 10回/10回(100%)*
- 平成27年度における
社外取締役会議への出席状況
- 7回/9回(78%)
- 平成27年度における
指名委員会への出席状況
- 5回/5回(100%)

■略歴並びに当社における地位及び担当

- 昭和39年4月

労働省入省

昭和62年3月

同 国際労働課長

平成3年10月

同 婦人局長

平成9年7月

労働事務次官

平成11年4月

日本障害者雇用促進協会
(現独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構) 会長

平成14年9月

駐イタリア大使

平成14年11月

兼駐アルバニア大使兼駐サマリノ大使
兼駐マルタ大使

平成18年1月

財団法人21世紀職業財団
(現公益財団法人21世紀職業財団) 顧問
- 平成18年6月

三井物産株式会社社外取締役 (平成26年6月退任)

平成18年7月

財団法人21世紀職業財団会長

平成20年6月

株式会社大和証券グループ本社
社外取締役 (現在)

平成24年7月

財団法人21世紀職業財団名誉会長 (現在)

平成26年11月

公益財団法人日本中小企業福祉事業財団
会長 (平成27年11月退任)

平成27年6月

当社取締役 (現在)
同 当社指名委員会委員 (現在)

■重要な兼職の状況

株式会社大和証券グループ本社社外取締役
公益財団法人21世紀職業財団名誉会長

■社外取締役候補者とする理由

候補者は女性初の事務次官として男女雇用機会均等法策定に携った女性活躍推進の第一人者であり、労務全般にも精通しており、取締役会をはじめとする重要会議においてダイバーシティや人材育成等を中心に経営全般にわたり積極的に発言しています。また、指名委員会委員として役員候補者の選定等においては、その専門性をいかして指名委員会の活動に貢献しています。今後も候補者の専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

■当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

松原亘子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっております財団法人21世紀職業財団（現 公益財団法人21世紀職業財団）と当社グループとの年間取引関係について以下のように記載しております。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
ダイバーシティに 関する研修	公益財団法人 21世紀職業財団	当社グループ	0.2%未満 (1百万円未満)	同財団平成28年 3月期 経常収益	同氏は当該研修に 直接関与していません。

■株主の皆様へ

在原発作所は昨年指名委員会等設置会社になり、企業統治の枠組みはしっかりしたものができました。ただ、これによりガバナンスが確立するかどうかは今後の運用いかんによると思います。この1年の社外取締役としての経験から言えば、社外取締役がその機能を十分に果たすため、事業内容についての詳細な紹介、取締役会議題についてのオープンな説明が行われてきており、また、質問に対しても極めて率直な回答がなされていると思います。ものづくり企業にとっては技術・技能の絶えざる開発と伝承が極めて重要であり、それを可能にする基礎は人材育成です。その点に関心を持ち、在原発作所のさらなる発展に貢献したいと思います。

* 松原亘子氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しましたので、平成27年6月24日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

招集し
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

7

さわ べ はじめ

澤部 肇

昭和17年1月9日生(満74歳)

再任

社外

独立役員

報酬委員

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和39年 4月	東京電気化学工業株式会社 (現TDK株式会社) 入社	平成23年 3月	株式会社日本経済新聞社社外監査役 (現在)
平成 8年 6月	同社取締役、記録デバイス事業本部長	平成23年 6月	TDK株式会社取締役 取締役会議長
平成10年 6月	同社代表取締役社長	平成23年10月	早稲田大学評議員 (現在)
平成18年 6月	同社代表取締役会長	平成24年 4月	一般社団法人日本能率協会理事 (現在)
平成20年 3月	旭硝子株式会社社外取締役 (平成26年3月退任)	平成24年 6月	TDK株式会社相談役 (現在)
平成20年 6月	帝人株式会社社外取締役 (現在)	平成26年 7月	早稲田大学評議員会副会長 (現在)
同	野村證券株式会社社外取締役 (平成23年6月退任)	平成27年 6月	株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役 (現在)
平成21年 6月	野村ホールディングス株式会社社外取締役 (平成23年6月退任)	同	当社取締役 (現在)
		同	当社報酬委員会委員 (現在)



所有する
当社株式数

0 株

取締役在任
年数

1 年

※本総会最終時

■ 平成27年度における
取締役会への出席状況

9回／10回(90%)*

■ 平成27年度における
社外取締役会議への出席状況

9回／9回(100%)

■ 平成27年度における
報酬委員会への出席状況

4回／4回(100%)

■ 重要な兼職の状況

帝人株式会社社外取締役
株式会社日本経済新聞社社外監査役
TDK株式会社相談役
株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役
一般社団法人日本能率協会理事
早稲田大学評議員会副会長

■ 社外取締役候補者とする理由

候補者は日本を代表する上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともに経営企画等にも精通しています。また上場企業での社外役員経験が豊富で、様々な業界における広範な知識を有しており、これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しています。また、報酬委員会委員として当社の報酬体系の検討や取締役及び執行役の報酬の決定にかかわる報酬委員会の活動において、その知見に基づいて貢献しています。今後も候補者の豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

■ 当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

澤部肇氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が相談役を務めておりますTDK株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		当該取引額が示す事項 (該当する独立性基準)
精密部品	TDK株式会社	当社グループ	0.1%未満 (1億円未満)	同社平成28年 3月期 連結売上高	同社全体から見た取引額が僅少であり、 独立性に問題のないレベルであること (2)②)
当社グループの 製品及びアフター サービス	当社グループ	TDK株式会社	0.1%未満 (5億円未満)	当社平成28年 3月期 連結売上高	当社グループから見た取引額が僅少であり、 独立性に問題のないレベルであること (2)①)

■ 株主の皆様へ

株主をはじめとするステークホルダーの受託責任を念頭に、持続的な企業価値の拡大、コーポレートガバナンスの向上に尽力してまいります。

* 澤部肇氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しましたので、平成27年6月24日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

候補者番号

8

やま ぎき

しょう ぞう

山崎 彰三

昭和23年9月12日生(満67歳)

再任

社外

独立役員

監査委員



所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

1年

※本総会最終時

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和45年11月	等松青木監査法人（現有限責任監査法人 トーマツ）入所	平成26年 4月	東北大学会計大学院教授（現在）
昭和49年 9月	公認会計士登録（現在）	平成27年 2月	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役（現在）
平成 3年 7月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）代表社員 （平成22年6月退職）	平成27年 6月	当社取締役（現在）
平成22年 7月	日本公認会計士協会会長	同	当社監査委員会委員（現在）
平成25年 7月	日本公認会計士協会相談役（現在）	同	株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役（現在）

■ 重要な兼職の状況

公認会計士
日本公認会計士協会相談役
東北大学会計大学院教授
東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役
株式会社地域経済活性化支援機構社外監査役

■ 社外取締役候補者とする理由

候補者は公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。また海外事務所での勤務経験や国際財務報告基準(IFRS)対応に携わる等、国際感覚も有しています。これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言している他、監査委員会委員として公認会計士としての専門的見地から広く監査活動を行っています。今後も候補者の専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

■ 当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

山崎彰三氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっておりました監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しております。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
同監査法人主催 セミナー参加費・ 雑誌購入費等	有限責任監査法人 トーマツ	当社グループ	0.1%未満 (5万円未満)	同監査法人 平成27年9月期 連結業務収入	同氏は平成22年6月に同監査法人 を退職しております。

■ 株主の皆様へ

在原製作所は、一世紀にわたり社会で必要なインフラ設備を製造してきました。グローバルな競争の下でこれまで以上に力強く成長するために、平成27年に指名委員会等設置会社となりました。社外取締役の役割は各人の専門的知見に基づいて企業の発展に資することであり、また、監査委員会の役割は適切なガバナンスを維持することによって健全な発展を支えることでもあります。私は、これらの責務を果たすことに尽力いたします所存です。新体制で在原製作所が益々発展すると確信しています。

* 山崎彰三氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しましたので、平成27年6月24日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

9

さとういづみ

佐藤 泉

昭和34年5月28日生(満57歳)

再任

社外

独立役員

監査委員



所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

1年

※本総会終結時

平成27年度における
取締役会への出席状況

10回／10回(100%)*

平成27年度における
社外取締役会議への出席状況

9回／9回(100%)

平成27年度における
監査委員会への出席状況

11回／11回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 昭和62年 4月

弁護士登録(現在)

同 福田・中川・山川法律事務所
- 平成 8年 1月

佐藤泉法律事務所開設(現在)
- 平成14年 4月

日本大学大学院法務研究科非常勤講師
(平成27年9月退職)
- 平成14年 6月

一般社団法人日本鉄リサイクル工業会非常勤理事
(現在)
- 平成26年 4月

慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師
(現在)
- 平成26年 6月

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
評議員(現在)
- 平成27年 6月

当社取締役(現在)

同 当社監査委員会委員(現在)
- 平成28年 4月

東京都公害審査委員会(現在)

重要な兼職の状況

佐藤泉法律事務所弁護士
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会非常勤理事
公益財団法人自動車リサイクル促進センター評議員
東京都公害審査委員会

社外取締役候補者とする理由

候補者は環境関連を専門とする弁護士であり、環境マネジメント、CSR等にも豊富な知見を有しています。これまで取締役会等の重要会議において環境への配慮や社会とのつながり等の主にCSRの観点から積極的に発言している他、監査委員会委員として弁護士としての専門的見地から広く監査活動を行っています。今後も候補者の専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

佐藤泉氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が業務執行に携わっている佐藤泉法律事務所と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		当該取引額が示す事項 (該当する独立性基準)
環境管理に 関する助言等	佐藤泉 法律事務所	当社グループ	0.1%未満 (10万円未満)	同事務所 平成25年12月期 売上高	同事務所から見た取引額が僅少であり、 独立性に問題のないレベルであること (2)②・4)②)

株主の皆様へ

株式会社荏原製作所の企業理念は、「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。」というものです。私は昨年6月に社外取締役に就任し、取締役会、監査委員会等に参加するとともに、富津・藤沢等の主力工場、関係会社等を訪問し、監査をしました。風水力事業、環境事業、精密・電子事業の各カンパニーにおいて、この企業理念を実現し、展開することについて、今後も貢献するとともに、ガバナンスの強化に一層の努力をする所存です。

* 佐藤泉氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しましたので、平成27年6月24日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

候補者番号

10

ふじもと

てつじ

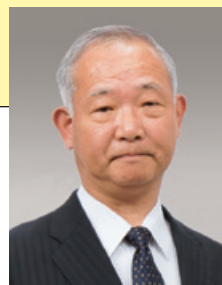
藤本 哲司

昭和28年1月9日生(満63歳)

再任

非執行

監査委員

所有する
当社株式数 182,000 株取締役在任
年数 9 年
※本総会最終時平成27年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)平成27年度における
監査委員会への出席状況
11回/11回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和51年 4月	当社入社	平成24年 4月	荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長 (平成25年4月退任)
平成16年 4月	当社執行役員	平成24年 6月	当社専務執行役員
同	当社管理本部財務・管理統括	平成25年 4月	当社環境事業カンパニープレジデント
平成19年 6月	当社取締役(現在)	平成27年 6月	当社監査委員会委員長(現在)
平成20年 4月	当社常務執行役員		
平成23年 4月	当社経理財務・連結経営・内部統制担当		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とする理由

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、経理財務、連結経営を統括するとともに、環境事業の責任者として経営の一角を担ってきました。財務・会計、資本政策や内部統制・ガバナンスの分野における専門的な知見を有しており、監査委員会委員長として監査委員会活動においてリーダーシップを発揮しています。今後も候補者の専門的な知見や業務執行経験等をいかして、非業務執行の取締役及び社内の状況に精通した監査委員としての職責を担いつつ、公正で客観的に経営の監督を遂行することが可能であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

株主の皆様へ

私は入社以来、主に経理財務、内部統制、環境事業経営の業務に携わってきました。当社が指名委員会等設置会社に移行した昨年6月以降は、業務執行を行わない社内出身の取締役・監査委員長として会計・業務監査、内部統制監査を担当し、これらの業務をとおして荏原グループ全体のコーポレートガバナンスの確立にも努めました。私はこれらの経験をいかして業務執行部門の監督と支援を行うとともに監査の実効性を高め、荏原のさらなる成長と企業価値の向上に貢献したいと思っております。

候補者番号

11

つじむら

まなぶ

辻村 学

昭和26年3月11日生(満65歳)

再任

所有する
当社株式数 31,000 株取締役在任
年数 7 年
※本総会最終時平成27年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和49年 4月	当社入社	平成23年 4月	当社精密・電子事業カンパニー プレジデント
平成14年 6月	当社執行役員	同	当社技術・研究開発・知的財産担当(現在)
平成19年 4月	当社常務執行役員	平成25年 4月	当社専務執行役員
平成21年 4月	当社技術・研究開発統括部長	平成27年 6月	当社執行役専務(現在)
平成21年 6月	当社取締役(現在)		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とする理由

候補者は、当社の精密・電子事業の責任者に加え、将来の事業シーズを握る、全社の技術・研究開発部門を統括する役割を担い、そのグローバル経営を強力なリーダーシップをもって推進するとともに、後継者の育成に努めてきました。今後は中長期の成長戦略の中核とも言える荏原グループ全体の技術・研究開発部門の長として業務執行での重責を担いつつ、全社を監督する立場との両面から取締役会での決議事項等に対する適切な発言を行うなど、重要な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

株主の皆様へ

100年の歴史の風水力事業、70年の歴史の環境事業、そして風水力技術と環境技術から生まれた精密事業も30年の歴史ができました。次の100年、どのような技術が要求されようと、それに対応するマーケティング・開発・設計・生産・サービス技術も常に進化させる実力は備わっています。知財と研究開発に裏打ちされた世界一の技術を持って、世界市場でトップとなるべく努力いたします。そして、株主の皆様視点に立ち、取締役としての経営監督責任を果たすことをお約束いたします。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

12

おお い

あつ お

大井 敦夫

昭和32年2月20日生(満59歳)

再任

所有する
当社株式数 30,000 株取締役在任
年数 4 年
※本総会最終時平成27年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社
平成20年 4月 当社執行役員
平成20年10月 当社経営企画統括部長
平成22年 4月 当社常務執行役員
平成23年 4月 当社風水力機械カンパニー海外マーケティング統括

平成24年 4月 当社風水力機械カンパニーバイスプレジデント
兼海外事業統括
平成24年 6月 当社取締役(現在)
平成25年 4月 当社風水力機械カンパニープレジデント(現在)
平成26年 4月 当社専務執行役員
平成27年 6月 当社執行役専務(現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とする理由

候補者は、海外営業部門に従事した後、長きにわたり経営企画部門長として経営計画の策定等に携わった経験を有しています。現在は業務執行を兼務する取締役として、風水力事業の責任者を務め、中期経営計画に掲げるポンプを中心とした風水力事業のグローバル展開をM&A等を通じて積極的に推進し、実績を上げています。今後も風水力事業のトップとして主力事業を牽引するとともに、これまでに培われた豊富な経験とグローバルな幅広い視野をいかし、経営の重要事項の決定に適切な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

株主の皆様へ

私は、当社の経営理念「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。」に沿った事業の拡大を社会規範に則った活動を通じて実現していくこと、その実現に必要な適切なリスクヘッジとリスクテイクを可能にするコーポレートガバナンス体制の充実のために尽力する所存です。

候補者番号

13

しづ や

まさる

湊谷 勝

昭和24年12月3日生(満66歳)

再任

非執行

報酬委員

所有する
当社株式数 40,000 株取締役在任
年数 4 年
※本総会最終時平成27年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)平成27年度における
報酬委員会への出席状況
4回/4回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和47年 4月 当社入社
平成20年 4月 当社執行役員
平成23年 4月 当社常務執行役員
同 当社人事・法務・広報統括部長

平成24年 4月 当社人事・法務・広報・総務担当
平成24年 6月 当社取締役(現在)
平成27年 6月 当社報酬委員会委員(現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とする理由

候補者は、風水力事業での国内営業、精密・電子事業における海外子会社の責任者や工場長を経て、当社の人事、法務及び総務部門を統括する立場を担ってきた経験があり、幅広い経験と豊富な知見を有しております。また、報酬委員会委員として適切な委員会運営に努めています。取締役会が専門的な知見や異なる経験を有する多様な取締役で構成されるべきことにも考慮し、候補者が今後も非業務執行の取締役として経営の監督機能を担うとともに、社内の状況に精通した報酬委員としての職責を担えるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

株主の皆様へ

当社は、グローバル市場に対して積極的に事業進出し、企業価値を継続的に向上する目標を掲げた経営を推進しております。本年度は、次の3年間の中期経営計画を策定する重要な時機に当たります。指名委員会等設置会社に移行しましたので、執行と監督が分離されて執行役が目標に向かって果敢に挑戦できる環境が整いました。私は、株主の皆様に対する受託者責任を果たせるよう、執行に携わった経験と知識をいかし、執行役が目標に向かってリスクを管理しながら果敢に挑戦できるよう監督と支援をしてまいります。

候補者番号

14

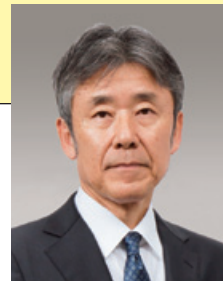
つむら しゅうすけ
津村 修介

昭和31年4月5日生(満60歳)

再任

非執行

監査委員

所有する
当社株式数 4,733 株取締役在任
年数 1 年
※本総会終結時平成27年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)*平成27年度における
監査委員会への出席状況
11回/11回(100%)

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4 月 当社入社
 平成21年 7 月 当社財務・管理統括部財務室長
 平成24年 4 月 当社連結経営推進室長
 平成25年 4 月 当社経理財務統括部副統括部長

平成26年 6 月 当社常勤監査役
 平成27年 6 月 当社取締役(現在)
 同 当社監査委員会委員(現在)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とする理由

候補者は、当社や当社関係会社にて経理財務部門での豊富な経験があることに加えて、当社が監査役会設置会社であった時代には、当社常勤監査役として独立した立場から、経営に対して監視、監督する役割を担ってきました。現在は、財務・会計、資本政策の分野における専門的な知見に基づいて、監査委員会委員として委員会運営を支えるなど貢献しています。

今後も非業務執行の取締役として公正に経営の監督を遂行するとともに、社内出身の監査委員として、適切な委員会運営を推進できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

■ 株主の皆様へ

指名委員会等設置会社に移行して1年が経過し、当社のコーポレートガバナンスの礎は着実に整いつつあります。当社が今後さらにグローバルな事業展開を広げていくなか、子会社を含めたグループ全体でのガバナンス体制の強化をスピードを上げて推進していくことが重要な課題と認識しています。私は、これまでの経理財務や監査委員としての経験をいかし、非業務執行取締役として独立した立場から、経営に対して実効性の高い監督を行うべく努めてまいります。

* 津村修介氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しましたが、それ以前は監査役であったため、取締役会への出席状況は年間を通じた状況を記載しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者佐藤泉氏の戸籍上の氏名は、秋山泉であります。
 - (2) 当社は、宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において7氏の再任が承認可決された場合には、7氏は引き続き独立役員となります。
 - (3) 宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏が最後に選任された後、在任中の当社における法令違反等について該当の事実はありません。
 - (4) 宇田左近、国谷史朗、松原亘子、山崎彰三、佐藤泉の5氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。
 - (5) 並木正夫氏が平成20年6月から平成21年6月まで取締役・執行役専務を、平成21年6月から平成23年6月まで取締役・代表執行役副社長を務めていた株式会社東芝は、多額の不適切な会計処理を平成20年度から平成26年度にわたり行っていたことが判明し、平成27年9月に過年度の有価証券報告書の訂正を行いました。当該有価証券報告書等の虚偽記載の事実を受け、同社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所より同社株式が特設注意市場銘柄に指定され、上場契約違約金を徴求する旨の通知を受けました。また、さらに同年12月金融庁長官より課徴金納付命令を受けました。
同氏は日頃より同社取締役会等において法令遵守の視点に立った発言を行っており、在任期間中当該不適切な会計処理に関与しておらず、また当該不適切な会計処理を認識しておりませんでした。
 - (6) 澤部肇氏が平成23年6月まで社外取締役を務めていた野村證券株式会社は、同社の従業員が公募増資案件に係る法人関係情報を提供した行為等に関し、平成24年8月に金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は在任期間中、同社取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行っていました。
 - (7) 社外取締役候補者の独立性等
 - ① 社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。
 - ② 社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間にも該当の事実はありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
 - ④ 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 当社と宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において7氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き7氏と同様の契約を継続する予定であります。
4. 本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しております。

指名委員会	宇田 左近、松原 亘子、矢後 夏之助
報酬委員会	国谷 史朗、澤部 肇、澁谷 勝
監査委員会	並木 正夫、山崎 彰三、佐藤 泉、藤本 哲司、津村 修介

なお、各委員会の委員長については、委員の互選により決定することとしています。

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整えること（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える点（攻めの姿勢）においてリーダーシップ機能を発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が特定の分野において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する構成員からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、報酬及び監査の各委員会を取締役会内に設けると同時に、執行役を兼務する取締役は現実的な範囲で最小限とした上で、非業務執行取締役（独立社外取締役と執行役を兼務しない社内出身取締役）を有効に活用することが望まれます。

このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役、社内出身非業務執行取締役及び執行役を兼務する取締役のバランスを考慮しつつ、独立社外取締役を全取締役の半数とした上で、社内出身者も含めた非業務執行取締役を全取締役の過半数とします。

また、取締役会内に設置される指名、報酬及び監査委員会はその独立性と客観性を確保するために非業務執行取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とします。

社外取締役の役割と選任基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選定するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

- 1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者
- 2) 当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。
 - ① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業
 - ② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業
 - ③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位二行
- 3) 当社の大株主又はその利益を代表する者
具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 4) 荏原グループに専門的サービスを提供している者
“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。
 - ① 公認会計士
過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者
 - ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント
過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者
- 5) 荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者
- 6) 第1号又は第2号のいずれかに該当する親族を2親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者
- 7) 荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

以 上

第151期事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績の全般的概況

当連結会計年度における事業環境は、全体的には原油価格の低迷や地政学的リスクによる先行き不透明感が継続する中、米国や欧州では景気は緩やかに回復しました。アジアでは中国の景気が減速し、また国内では公共投資が緩やかに減少する一方で、民間設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、全体としては回復基調が継続しました。

このような事業環境のもと、当社グループは平成28年度を目標年度とする3ヵ年の中期経営計画「E-Plan2016」を策定し、①市場の成長を確実に当社ビジネスに取り込むこと、②製品・プラントのライフサイクル全体を対象とするサービス業たること、③産業機械メーカーとしてのCore Competence（技術力）を継続的に強化していくこと、④グローバル事業展開を支える経営インフラの拡充を図ること、という4つの基本方針のもと、この3ヵ年を「『経営基盤強化』から『成長』へと明確に舵を切る変換点」と位置付け、スピード感を持った変化の実現と成長の加速を図る施策に注力しました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、風水力事業で減少したものの、精密・電子事業、エンジニア

リング事業の増加により、全体としては前年度を上回りました。売上高も、風水力事業で減少したものの、精密・電子事業、エンジニアリング事業の増加により、前年度並みとなりました。営業利益は、精密・電子事業の大幅な増益により、前年度を上回りました。

当連結会計年度の売上高は4,862億35百万円（前年度比0.7%増）、営業利益は380億11百万円（前年度比10.0%増）、経常利益は364億71百万円（前年度比0.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として訴訟損失引当金繰入額64億57百万円を計上したことなどにより172億54百万円（前年度比26.8%減）となりました。

当社は、株主に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けております。当期においては1株当たり6円の間配当を実施しましたが、期末配当につきましても、業績及び財政状態を総合的に勘案し、1株当たり6円とさせていただきたく存じます。

② 事業の種類別セグメントの概況

風水力事業

ポンプ事業では、海外において、東南アジア等の電力プロジェクト、石油化学プラント及び肥料プラント向け案件の受注は堅調に推移しましたが、中東や東南アジアでの石油・ガス向け新規プロジェクトが一部中止・延期となり、受注高は前年度を下回りました。国内においては、民間部門では建築着工棟数は前年度並みで推移している中、新製品の投入や工場の設備更新需要の掘り起こしにより、受注高は前年度を上回りました。公共部門の受注高は、社会インフラの更新・補修に対する投資が前年度並みに推移している中、大型ポンプ場や大規模換気設備などの案件を獲得したことを受け、前年度を上回りました。

コンプレッサ・タービン事業では、原油安の影響による石油・ガス市場での顧客の発注延期や投資判断先延ばしの状況が依然として継続していることに加え、中国の景気減速に伴う市場縮小や新規案件の価格競争激化の影響により受注高は前年度を下回りましたが、北米の石油化学プラント向け案件や韓国・アフリカの石油精製案件、中東の石油化学プラント向け包括サービス案件等を受注しました。

冷熱事業では、日本国内での需要は回復傾向にあるものの、中国では市場の成長鈍化により厳しい競争環境が継続しました。こうした中で、中東では産業用途の大型案件を受注するなどし、全体の受注高は前年度を上回りました。

当連結会計年度における同事業の売上高は3,208億29百万円（前年度比6.2%減）、セグメント利益は193億35百万円（前年度比6.9%減）となりました。



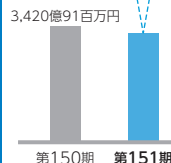
▶ 売上高比率

66.0%



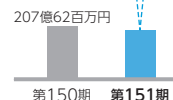
▶ 売上高の推移

3,208億29百万円
(前年度比 6.2%減)



▶ セグメント利益の推移

193億35百万円
(前年度比 6.9%減)



エンジニアリング事業

エンジニアリング事業では、廃棄物処理施設の建設工事（EPC）や、施設の建設から長期的な運営までを含めたDBO方式での発注量は、発注スケジュールの延期等により前年度をやや下回りました。既存施設の運転維持管理（O&M）の発注量については例年どおり推移しました。また、地方自治体において、施設運営を民間企業に委託する動きが高まり、O&Mを単年度から多年度にわたる包括的な委託（長期包括）に移行する動きが進みました。このような状況の中、当年度における大型案件の受注は、新規施設の建設工事3件、既存施設の基幹的設備改良工事1件、長期包括4件となりました。

当連結会計年度における同事業の売上高は703億81百万円（前年度比8.4%増）、セグメント利益は64億31百万円（前年度比3.2%増）となりました。



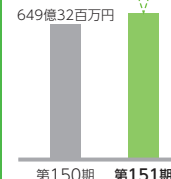
▶ 売上高比率

14.5%



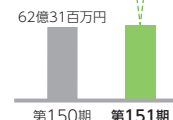
▶ 売上高の推移

703億81百万円
(前年度比 8.4%増)



▶ セグメント利益の推移

64億31百万円
(前年度比 3.2%増)



精密・電子事業

精密・電子事業では、これまでスマートフォン等モバイル端末の需要が半導体市場全体を牽引してきましたが、その成長に少しずつ鈍化の傾向がみられました。そのため海外の一部顧客で先端投資が抑制されました。一方で国内のイメージセンサメーカーや3次元NANDフラッシュメモリーメーカーの設備投資は増加し、海外においてもメモリーメーカーの半導体設備投資が順調に推移しました。そのような中、主力製品であるCMP装置の需要が回復し、新型めっき装置の受注も好調でした。

当連結会計年度における同事業の売上高は933億28百万円（前年度比26.2%増）、セグメント利益は116億97百万円（前年度比65.7%増）となりました。



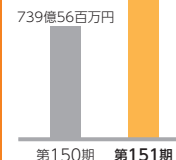
▶売上高比率

19.2%



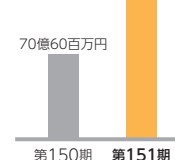
▶売上高の推移

933億28百万円
(前年度比 26.2%増)



▶セグメント利益の推移

116億97百万円
(前年度比 65.7%増)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に157億29百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めています。

そのうち、事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額 (百万円)	設備投資の内訳
■ 風水力事業	9,754	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ エンジニアリング事業	518	情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行いました。
■ 精密・電子事業	3,331	新製品の開発設備等を中心に投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、長期借入金46億78百万円及び短期借入金114億20百万円の資金調達を行う一方、長期借入金51億10百万円及び短期借入金127億70百万円を返済しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成28年度を目標年度とする3ヵ年の中期経営計画「E-Plan2016」に基づき、グローバルに存在感を発揮する高収益体質を構築し、各事業領域において確固たる地位を確保するため、内外リソースの機動的・集中的な活用によるスピード感を持った変化の実現と成長の加速を図ります。

また当社は、平成27年6月より指名委員会等設置会社に移行しました。これにより、取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の向上、執行組織における業務執行権限の拡大と競争力強化、グローバルに理解されやすいコーポレートガバナンス体制の構築を推進していきます。

【ご参考】 中期経営計画（E-Plan2016）

1. 「グループ全体基本方針及び数値目標」

以下の4つの基本方針のもと、E-Plan2016計画期間を「『経営基盤強化』から『成長』へと明確に舵を切る変換点」と位置付け、スピード感を持った変化の実現と成長の加速を図る施策に注力しています。

【4つの基本方針】

- ①市場の成長を確実に当社ビジネスに取り込むこと
- ②製品・プラントのライフサイクル全体を対象とするサービス業たること
- ③産業機械メーカとしてのCore Competence（技術力）を継続的に強化していくこと
- ④グローバル事業展開を支える経営インフラの拡充を図ること

【数値目標】

	2013年度実績	E-Plan2016		
		2014年度実績	2015年度実績	2016年度 E-Plan2016計画
投下資本利益率(ROIC)※	5.8%	6.9%	4.8%	7.0%以上
ROE	9.6%	10.5%	7.2%	11 - 12%
D/Eレシオ	0.6倍	0.5倍	0.5倍	0.4 - 0.6倍
売上高営業利益率	7.2%	7.2%	7.8%	8.0%以上

※ROIC＝親会社株主に帰属する当期純利益÷（有利子負債（期首期末平均）＋自己資本（期首期末平均））

2. 「各セグメントの中期経営計画（E-Plan2016）」

<風水力事業>

「2019年にありたい姿」

- ・グローバル市場における存在感（シェア）の拡大を達成すること

年度	業績			
	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 E-Plan2016計画
売上高	3,221億円	3,420億円	3,208億円	3,930億円
営業利益	221億円	207億円	193億円	330億円
営業利益率	6.9%	6.1%	6.0%	8.0%以上

事業環境分析	
機会	リスク
①アジアを中心とした新興国市場における各種ポンプ需要の成長性	①円高による価格競争力の低下
②北米やアジアを中心とした、エチレンプラントや製油所の増設	②石油・ガスを中心とした、エネルギー市場の急激な変化
③顧客からのさまざまなサービス&サポート需要の獲得	

<エンジニアリング事業>

「2019年にありたい姿」

- ・国内廃棄物処理施設の建設及び運営市場において主導的地位（シェア・収益性・効率性においてトップリーダー）にあること
- ・営業利益率 11%以上

年度	業績			
	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 E-Plan2016計画
売上高	529億円	649億円	703億円	650億円
営業利益	47億円	62億円	64億円	65億円
営業利益率	9.0%	9.6%	9.1%	10.0%以上

事業環境分析	
機会	リスク
①施設の延命化工事の需要拡大	①廃棄物処理施設の更新計画の延期又は中止
②既存施設の運転に関する包括委託案件の増加	

<精密・電子事業>

「2019年にありたい姿」

- ・半導体市況の波にかかわらず中期的に平均営業利益率10%以上確保できる事業になること
- ・真空排気系製品、CMP装置に続く第3の柱となる製品群の育成と、持続可能な成長に向けた事業基盤の構築

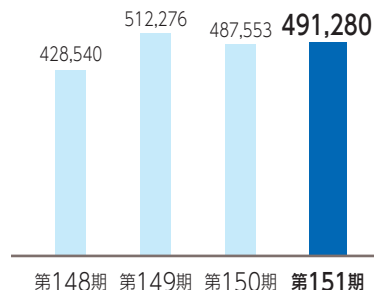
年度	業績			
	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 E-Plan2016計画
売上高	718億円	739億円	933億円	750億円
営業利益	46億円	70億円	116億円	75億円
営業利益率	6.5%	9.5%	12.5%	10.0%以上

事業環境分析	
機会	リスク
①モバイル端末の市場拡大に伴う半導体需要の拡大	①半導体製造メーカーの設備投資計画の縮小
②LED、フラットパネル、太陽電池などの市場の拡大	

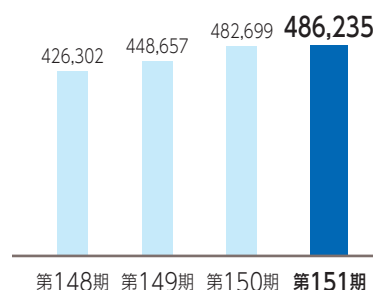
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第148期 (平成24年度)	第149期 (平成25年度)	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	428,540	512,276	487,553	491,280
売上高	(百万円)	426,302	448,657	482,699	486,235
営業利益	(百万円)	25,084	32,194	34,567	38,011
経常利益	(百万円)	25,663	31,311	36,258	36,471
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	15,303	18,973	23,580	17,254
1株当たり当期純利益	(円)	35.93	40.86	50.77	37.12
総資産	(百万円)	504,576	530,211	570,392	579,543
純資産	(百万円)	191,788	215,048	247,553	250,444
ROIC	(%)	4.9	5.8	6.9	4.8
ROE	(%)	9.1	9.6	10.5	7.2

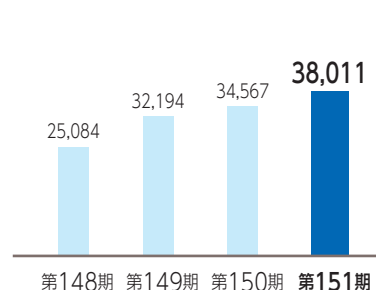
受注高 (百万円)



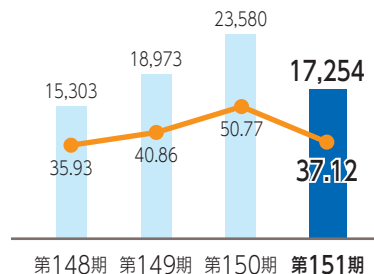
売上高 (百万円)



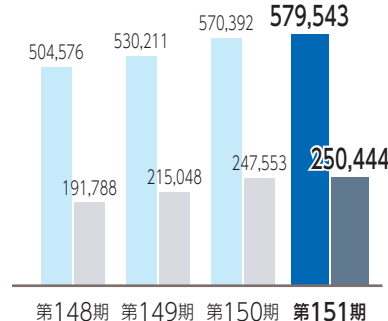
営業利益 (百万円)



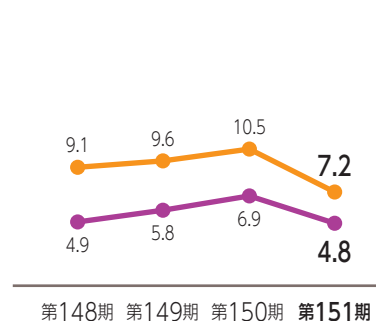
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ■ /
1株当たり当期純利益 (円) ●



総資産 (百万円) ■ / 純資産 (百万円) ■



ROE (%) ● / ROIC (%) ●



(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原エリオット	百万円 450	※ 100.0 %	コンプレッサ、タービン、プロワの製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原電産	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備、計装工事の施工
荏原ハマダ送風機株式会社	百万円 445	100.0	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原環境プラント株式会社	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設の設計・施工及び運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、試運転、アフターサービス
株式会社荏原エージェンシー	百万円 80	100.0	ビジネスサポートサービス、保険・旅行代理業
Ebara International Corporation	千米ドル 35,250	※ 100.0	超低温用水中ポンプの製造・販売、標準ポンプの販売
荏原機械（中国）有限公司	千米ドル 61,938	100.0	標準ポンプの製造・販売、アフターサービス
荏原機械淄博有限公司	千米ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
嘉利特荏原泵業有限公司	千米ドル 11,000	51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Ebara Pumps Europe S.p.A.	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、鋳物ポンプの製造・販売
Elliott Company	千米ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、アフターサービス
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
烟台荏原空調設備有限公司	百万円 1,888	※ 60.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売
青島荏原環境設備有限公司	百万円 3,150	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製品の製造・販売
Ebara Technologies Incorporated	千米ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス

(注) 1. ※印は、間接保有を含む比率であります。

2. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
水ing株式会社	百万円 5,500	% 33.3	水処理、環境衛生施設の設計・施工 及び運転・維持管理

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業	主要製品
風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機
エンジニアリング事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント
精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市
北海道支社	札幌市白石区	富津事業所	千葉県富津市
室蘭事務所	北海道室蘭市	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
東北支社	仙台市宮城野区	中部支社	名古屋市西区
北陸支社	新潟市中央区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
羽田事務所	東京都大田区	大阪支社	大阪市北区
羽田東事務所	東京都大田区	中国支社	広島市西区
東京支社	東京都大田区	九州支社	福岡市博多区
栃木事業所	栃木県栃木市	熊本事業所	熊本県玉名郡
北関東支社	さいたま市北区		

② 重要な子会社

国内

会社名	所在地
株式会社荏原エリオット	千葉県袖ヶ浦市
荏原冷熱システム株式会社	東京都大田区
株式会社荏原電産	東京都大田区
荏原ハマダ送風機株式会社	三重県鈴鹿市
荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県藤沢市
株式会社荏原エージェンシー	東京都大田区

海外

会社名	所在地
Ebara International Corporation	米国
荏原機械（中国）有限公司	中国
荏原機械淄博有限公司	中国
嘉利特荏原泵業有限公司	中国
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア
Elliott Company	米国
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
烟台荏原空調設備有限公司	中国
青島荏原環境設備有限公司	中国
Ebara Technologies Incorporated	米国
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国
台湾荏原精密股份有限公司	台湾
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ

③ 重要な関連会社

国内

会社名	所在地
水ing株式会社	東京都港区

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

セグメント	従業員数	前年度末比増減数
風水力事業	11,125名	149名増
エンジニアリング事業	2,699名	34名増
精密・電子事業	1,794名	65名増
その他・共通部門	652名	8名減
合 計	16,270名	240名増

（注）従業員数は就業人員数を記載しております。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	23,791
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	14,148
株式会社日本政策投資銀行	7,230
株式会社三井住友銀行	4,969
株式会社商工組合中央金庫	4,500
三井住友信託銀行株式会社	4,300

（注）上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額15,000百万円）があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、旧本社・羽田工場の跡地についてヤマト運輸株式会社との譲渡契約に従い明渡しが完了していますが、その後、同社の物流ターミナル建設工事に伴い石綿含有スレート片が発見され、平成24年3月28日、同社より譲渡契約における債務不履行又は瑕疵担保責任を理由に85億5百万円及び遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起されました。当社は、当該スレート片は債務不履行又は瑕疵には該当しないとの見解であり、法律事務所からも当社の見解を支持する法的意見書を入手し、見解の正当性を主張・立証してまいりましたが、平成28年4月28日、東京地方裁判所は、同社の請求の一部を認め、当社に対し56億18百万円及び遅延損害金の支払いを命じ、同社のその余の請求を棄却する旨の判決がありました。当社は、本判決について平成28年5月17日に控訴の申立てを行いました。今後も適切に対応していきます。

2 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 466,044,596株 (前年度末比400,572株増加)
(うち、自己株式の数 909,563株)
- (3) 資本金の額 68,760,510,923円 (前年度末比63,411,000円増加)
- (4) 株主数 30,860名 (前年度末比6,702名減少)
- (5) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ICHIGO TRUST PTE. LTD.	34,974	7.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,840	7.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	26,414	5.7
THE BANK OF NEW YORK 133522	11,294	2.4
株式会社みずほ銀行	10,000	2.2
全国共済農業協同組合連合会	7,325	1.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,127	1.5
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	6,437	1.4
PICTET AND CIE (EUROPE) S.A.	6,434	1.4
BBH FOR BBHTSIA NOMURA FUNDS IRELAND PLC /JAPAN STRATEGIC VALUE FUND	6,307	1.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権等の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権（ストックオプション及び転換社債型新株予約権付社債）の行使により、発行済株式の総数が400,572株、資本金及び資本準備金がそれぞれ63,411,000円増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	役員の保有状況			目的となる 株式の種類 及び数 (注) 2.	行使時の 払込金額	行使期間	行使条件 (注) 3.
	取締役 (社外取締 役を除く) (注) 1.	社外 取締役	執行役 (注) 1.				
第1回新株予約権 (平成21年11月5日)	59個 (1名)		136個 (6名)	当社普通株式 195,000株	1株当たり 1円	平成23年7月1日～ 平成36年11月5日	(a)
第2回新株予約権 (平成22年9月28日)	0個 (0名)		6個 (2名)	当社普通株式 6,000株	1株当たり 1円	平成23年7月1日～ 平成36年11月5日	(a)
第3回新株予約権 (平成23年9月27日)	130個 (2名)		368個 (9名)	当社普通株式 498,000株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(a)
第4回新株予約権 (平成24年10月1日)	10個 (1名)		61個 (3名)	当社普通株式 71,000株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(b)
第5回新株予約権 (平成25年10月1日)	47個 (2名)		38個 (4名)	当社普通株式 85,000株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(b)
第6回新株予約権 (平成26年10月1日)	182個 (3名)		462個 (12名)	当社普通株式 644,000株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)、(c)
第7回新株予約権 (平成27年10月1日)	103個 (4名)	14個 (7名)	188個 (12名)	当社普通株式 305,000株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)、(c)

(注) 1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が、執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれております。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しております。

2. 新株予約権1個当たり当社普通株式1,000株を付与します。

3. 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

(a) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

(b) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

(c) 平成28年度を目標年度とする3ヵ年の中期経営計画「E-Plan2016」の最終年度に係る当社の達成業績（連結投下資本利益率（ROIC）が目標業績（7.0%）に達した場合には、割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、第7回新株予約権の新株予約権者のうち、執行役を兼務しない取締役及び社外取締役については、41頁「(2) ②当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針 ア.取締役に対する報酬」、43頁「(2) ④各支給項目について イ.株式報酬型ストックオプション」をご参照ください。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	保有状況			目的となる株式の種類及び数 (注) 1.	行使時の払込金額	行使期間	行使条件
	当社執行役員 (当社従業員を除く)	当社従業員	当社子会社の役員及び従業員 (当社執行役員及び従業員を除く)				
第7回新株予約権 (平成27年10月1日)	58個 (3名)		84個 (5名)	当社普通株式 142,000株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(注) 2.

(注) 1. 新株予約権1個当たり当社普通株式1,000株を付与します。

2. 新株予約権の行使条件は「(1)当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の(注)3.(b)及び(c)と同じであります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日における転換社債型新株予約権付社債(平成25年3月12日発行)は以下のとおりであります。

銘柄	新株予約権付社債の残高	新株予約権の目的となる株式の種類	転換価額	満期償還日
130%コールオプション条項付 第6回無担保転換社債型新株 予約権付社債	19,988百万円	普通株式	477.2円	平成30年3月19日

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等（平成28年3月31日現在）

① 取締役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
矢 後 夏之助	取締役会長 （非業務執行）	取締役会議長 指名委員会委員
宇 田 左 近	取締役（社外）	指名委員会委員長 筆頭社外取締役 ビジネス・ブレイクスルー大学 経営学部長・教授 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 教授 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 参与 株式会社ビジネス・ブレイクスルー 取締役 公益財団法人日米医学医療交流財団 理事
並 木 正 夫	取締役（社外）	監査委員会委員
国 谷 史 朗	取締役（社外）	報酬委員会委員長 弁護士 ニューヨーク州弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 株式会社ネクソン 社外取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外監査役
松 原 亘 子	取締役（社外）	指名委員会委員 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 公益財団法人21世紀職業財団 名誉会長
澤 部 肇	取締役（社外）	報酬委員会委員 帝人株式会社 社外取締役 株式会社日本経済新聞社 社外監査役 株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 TDK株式会社 相談役 一般社団法人日本能率協会 理事 早稲田大学評議員会 副会長
山 崎 彰 三	取締役（社外）	監査委員会委員 公認会計士 日本公認会計士協会 相談役 東北大学会計大学院 教授 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役 株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役
佐 藤 泉	取締役（社外）	監査委員会委員 佐藤泉法律事務所 弁護士 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 非常勤理事 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 評議員

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
前 田 東 一	取締役社長	
藤 本 哲 司	取締役 (非業務執行)	監査委員会委員長（常勤）
辻 村 学	取締役専務	精密・電子事業カンパニープレジデント、 兼 技術・研究開発・知的財産担当
大 井 敦 夫	取締役専務	風水力機械カンパニープレジデント
澁 谷 勝	取締役 (非業務執行)	報酬委員会委員
津 村 修 介	取締役 (非業務執行)	監査委員会委員（常勤）

- (注) 1. 取締役 宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原巨子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原巨子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、東京証券取引所に対して、宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原巨子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査委員 藤本哲司、津村修介の2氏は、当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、山崎彰三氏は公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 松原巨子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉、津村修介の5氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役 小淵憲、野路伸治、三國陽夫の3氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 監査役 橋本章、津村修介、町田祥弘、高橋文雄、ト部忠史の5氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会において、当社が指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、任期満了により退任いたしました。
7. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
9. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、内部統制に精通している社内取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、非業務執行取締役の藤本哲司及び津村修介の2氏を常勤の監査委員として選定しております。

② 執行役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
前 田 東 一 *	代表執行役社長	
辻 村 学 *	執行役専務	精密・電子事業カンパニープレジデント、 兼 技術・研究開発・知的財産担当
大 井 敦 夫 *	執行役専務	風水力機械カンパニープレジデント
小 湯 憲	執行役常務	風水力機械カンパニー企画管理技術統括、 兼 生産革新推進・情報通信担当、 兼 生産プロセス革新統括部長
野 路 伸 治	執行役常務	風水力機械カンパニー標準ポンプ事業統括、 兼 冷熱事業担当
栗 生 正 太 郎	執行役常務	風水力機械カンパニー国内事業統括、 兼 企画管理事業統括企画統括部長
寺 垣 彰 夫	執行役常務	風水力機械カンパニーカスタムポンプ事業統括
木 村 憲 雄	執行役常務	精密・電子事業カンパニー精密機器事業部長
浅 見 正 男	執行役常務	精密・電子事業カンパニー営業統括部長
飯 島 久	執行役	人事・法務・総務統括部長
長 峰 明 彦	執行役	経理財務・連結経営・内部統制担当、 兼 経理財務統括部長
宮 下 俊 彦	執行役	風水力機械カンパニーコンプレッサ・タービン事業担当
市 原 昭	執行役	環境事業カンパニープレジデント、 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. * 印が付された者は、取締役を兼務する執行役であります。
2. 平成28年4月1日をもって下記のとおり異動がありました。

氏名	変更後	変更前
市 原 昭	執行役常務	執行役

3. 執行役常務 野路伸治氏は、平成28年4月1日以降に烟台荏原空調設備有限公司及び荏原機械（中国）有限公司の
董事長に就任いたしました。
4. 執行役常務 木村憲雄氏は、平成28年4月1日以降に荏原機械淄博有限公司の董事長に就任いたしました。

(2) 取締役、監査役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役、監査役及び執行役の報酬等の額

役員区分	支給人数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	賞与	ストックオプション
取締役	17名	336	266		69
うち社外取締役	8名	82	81		1
監査役	5名	20	20		
うち社外監査役	3名	8	8		
執行役	13名	533	236	198	98
合計	35名	889	523	198	168
うち社外役員	11名	90	89		1

- (注) 1. 当社は、平成27年6月24日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しており、同日付で監査役5名は退任しております。
2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
3. スtockオプションは、新株予約権の公正価格を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
4. 取締役の基本報酬（業績連動）及び執行役の賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績並びに個人の業績評価に基づいて算定し、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。

② 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

ア. 取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務の遂行を促し、また監督するため、各取締役の能力及び経験、各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬及び中長期的な企業価値の向上を評価可能な株式報酬型ストックオプションで構成し、報酬委員会にて決定します。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給しています。

a. 社外取締役

取締役の半数を占める社外取締役は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬及び株式報酬型ストックオプションとしています。

b. 社外取締役を除く執行役を兼務しない取締役

社外取締役を除く執行役を兼務しない取締役は、その経験と知識に基づいて社内の状況について積極的に情報収集を行うことができる社内出身者を選任しています。取締役会が監督機能を果たすために必須な執行状況のモニタリングを行い、自らの知見に基づいて重要事項の執行について適切な監督を行い、それを通じて決定にかかわらない範囲で業務執行が適法かつ効率的に行われるように助言することを期待しています。そのような役割と責務を果たすことから、執行に対する監督の質が年度ごとの業績にも影響を与えることに鑑み、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションの一部を業績連動で支給しています。

c. 執行役を兼務する取締役

当社は執行役を兼務する取締役3名に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

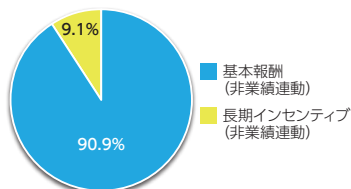
取締役の報酬の組合せ（基本報酬：年次賞与：長期インセンティブ）は以下のとおりとします。社外取締役を除く執行役を兼務しない取締役の報酬については、基本報酬のうち20%相当分、長期インセンティブのうち12.5%相当分は業績連動報酬とし、その他の報酬は業績に連動しないものとします。

《取締役の報酬比率》

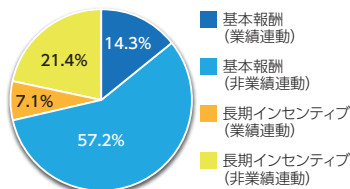
	基本報酬	年次賞与	長期インセンティブ
社外取締役	1.0	0.0	0.1
社外取締役を除く執行役を兼務しない取締役	1.0	0.0	0.4

＜取締役の報酬体系（イメージ）＞

「社外取締役」



「社外取締役を除く執行役を兼務しない取締役」



イ. 執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期的業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長、執行役専務などの役位に応じた基本報酬、業績連動年次賞与及び中期経営計画の業績達成条件が付された株式報酬型ストックオプションにて構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成するうえで重要な役割を果たすことが期待されるため、目標業績を達成した場合には、基本報酬部分よりも業績に連動した報酬部分が大きくなるように設定しています。

(c) 報酬の組合せ

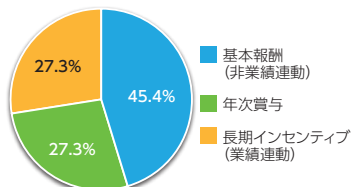
長期インセンティブは業績達成条件付きストックオプションとし、業績に対する責任が重い上位の役位ほど業績連動割合を高めるようにしています。

＜執行役の報酬比率＞

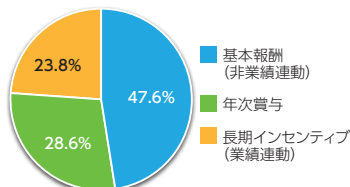
	基本報酬	年次賞与	長期インセンティブ
代表執行役社長	1.0	0.6	0.6
執行役専務	1.0	0.6	0.5
執行役（常務含む）	1.0	0.6	0.4

＜執行役の報酬体系（イメージ）＞

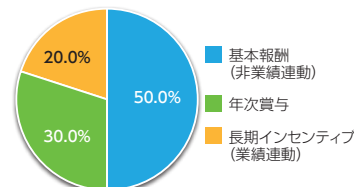
「代表執行役社長」



「執行役専務」



「執行役(常務含む)」



③ 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役員間格差を含めて調整・決定します。

それにより、総報酬（基本報酬水準、年次賞与及び長期インセンティブの合算）は、戦略や事業業績の達成の場合は国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

④ 各支給項目について

ア. 年次賞与

株主等ステークホルダーへの説明責任と執行役へのインセンティブを重視し、会社業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに賞与を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、年次賞与の減額等につき報酬委員会が決定します。

イ. 株式報酬型ストックオプション

株式報酬型ストックオプションは権利行使時の払込価額を1株当たり1円とする譲渡制限新株予約権を割当てたものであり、退職慰労金と異なり株価との連動性が確保され、かつ通常のストックオプションと異なり株価下落局面においてもインセンティブとして機能しうるものです。

さらに、株式報酬型ストックオプションは、権利行使しうる新株予約権の数と、中期経営計画において目標とする業績指標として掲げている連結投下資本利益率（ROIC）との間に相関をもたせることで業績連動報酬としての性格付けを行っており、中長期インセンティブ報酬として相当であると考えています。また、株式の売却に関しては、役位に応じて一定の数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定め、株主価値を意識した経営を推進しています。

なお、社外取締役には業績達成条件の無いストックオプションを付与し、社外取締役を除く執行役を兼務しない取締役には、その両方のストックオプションを付与しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(1) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

いずれも該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び各委員会への出席状況及び発言状況

氏名	出席状況					発言状況
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
宇田左近	14回/14回 (100%)	5回/5回 (100%)	—	—	9回/9回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、経営戦略等の専門家及び会社経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。
並木正夫	14回/14回 (100%)	—	—	11回/11回 (100%)	9回/9回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。
国谷史朗	13回/14回 (93%)	—	4回/4回 (100%)	—	7回/9回 (78%)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。
松原亘子	10回/10回 (100%)	5回/5回 (100%)	—	—	7回/9回 (78%)	取締役会その他重要会議に出席し、人事・労務の専門家としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。
澤部 肇	9回/10回 (90%)	—	4回/4回 (100%)	—	9回/9回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。
山崎彰三	10回/10回 (100%)	—	—	11回/11回 (100%)	8回/9回 (89%)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。
佐藤 泉	10回/10回 (100%)	—	—	11回/11回 (100%)	9回/9回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。

(注) 松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の4氏は、平成27年6月24日開催の第150期定時株主総会で取締役に新たに選任され同日就任しましたので、同日以降の取締役会出席回数を記載しております。

イ. 社外役員の意見により変更された事業方針

いずれも該当事項はありません。

ウ. 当社の法令違反等に関する対応の概要

いずれも該当事項はありません。

(ご参考) 社外取締役の役割・責務・有効活用

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定しています。

当社は、社外取締役が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、その役割・責務を果たすことを可能とするための取り組み方針を策定しています。また、当社は、社外取締役が自由に当社について議論する場として社外取締役会議を設置しています。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

いずれも該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	123百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	153百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、Ebara International Corporationほか12社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社内研修の対価を支払っています。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

②不再任の方針

毎期実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任外部会計監査人」）の毎期の評価に関わらず、次期の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任外部会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任外部会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することといたします。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ア．契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- イ．業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ウ．21億11百万円の課徴金納付命令

③処分理由

- ア．新日本有限責任監査法人は、監査受託先企業の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- イ．同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っております。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) コンプライアンスを担当する部門を設置し、「荏原グループCSR方針」の実践及び「荏原グループ行動基準」遵守のための教育・研修等を当社及び子会社に対して実施し、コンプライアンスに対する理解を深め、浸透させています。 (2) 服務規律条項及び行動基準や社内規則等に違反した場合の条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。 (3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、CSR活動の方針を決定するとともに、「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」に基づく当社及び子会社におけるコンプライアンス状況及び内部統制マネジメントシステムの整備・運用状況を監視し、適宜改善指示を行っています。平成27年度は、当委員会を4回開催しました。 (4) 毎年当社及び国内子会社に対するコンプライアンス浸透アンケートを実施し、アンケートの回答から、コンプライアンス意識の浸透状況の把握・コンプライアンス活動の課題抽出を行い、次年度の活動に反映しています。 (5) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。平成27年度は、中国の子会社2社を対象に社外の弁護士事務所に通報窓口を設置しました。 (6) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき、荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び国内子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。平成27年度は、当連絡会を2回開催しました。 (7) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社の規模に応じた内部監査部門を設置し、内部監査を実施しています。実施状況は当社の内部監査部門にて確認しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。	(1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。 (2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を定め、当社及び子会社に周知しています。
3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	
子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。	当社が子会社に事前審査、事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 業務遂行におけるリスク管理を行うため、決裁権限者及び意思決定手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。 (2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。 (3) リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。年4回定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。平成27年度は合わせて9回開催しました。
5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。 (2) 経営の基本方針に基づく経営計画の策定と遂行により当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。 (2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。 (3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映し、職務を執行しています。 (4) 当社の執行役は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。 (5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制	
当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。	当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括する部門として、反社会的勢力対策本部を設置しています。 反社会的勢力対策本部は、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。平成27年度は2回開催しました。
7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。 (2) 当社及び子会社に対する内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。
8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制	
監査委員会の職務を補助すべき部門として、監査委員会室を設置する。	監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設置し、従業員を配置しています。
9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項	
(1) 当社の従業員から監査委員会の同意を得た上で、監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」という。）を任命する。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示のみに従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保する。 (4) 前二項の定めにかかわらず、監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解を得ることにより、他の業務を兼務することができるものとする。 (5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定する。	(1) 監査委員会の同意を得て当社の従業員から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会室所属としています。現在、4名が監査委員会室に所属しています。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しておりません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、金融商品取引法に基づく内部統制評価、グループ会社監査役等に従事しています。 (4) 当該監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	
(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用する。 (2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。 (3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。	(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、CSR委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。 (2) 「執行役規程」を定め、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。 (3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の実施状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。 (4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。平成27年度は、中国の子会社2社を対象に社外の弁護士事務所に通報窓口を設置しました。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。 (5) 当社及び子会社の法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプライン制度を設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など会社経営に著しく不当な事実があるような場合の問題について、監査委員会へ報告する体制を確保しています。 (6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しています。
11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
(1) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。 (2) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(1) 代表執行役社長は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。 (2) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門並びにコンプライアンスを担当する部門は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。 (3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制 財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行う。	(1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図っています。 (2) 財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームによる評価を実施し、改善と推進を図っています。

(2) 当社のコーポレートガバナンス

① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

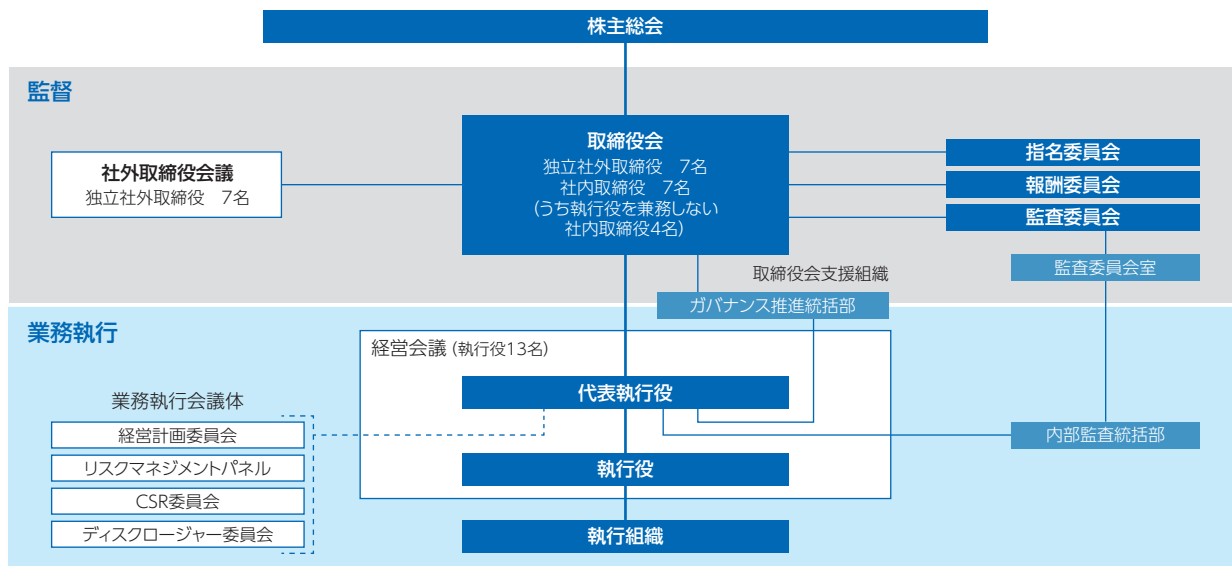
当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。
- イ. 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- エ. 当社は、独立社外取締役が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行取締役（執行役を兼務しない取締役）を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- オ. 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

② 各機関の役割と構成

平成28年3月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。



取締役会

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンスайдリスクを未然に防ぐための統制環境を整えること（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える点（攻めの姿勢）においてリーダーシップ機能を発揮します。

取締役会は14名の取締役で構成され、そのうち7名が独立社外取締役（女性2名を含む）、4名が非業務執行の社内出身の取締役、3名が執行役を兼務する社内出身の取締役です。

平成27年度は14回（指名委員会等設置会社に移行後10回）開催しました。

指名委員会

指名委員会は、取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言及び役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言を主な役割とします。

指名委員会は3名の取締役で構成され、そのうち2名が社外取締役、1名が社内出身の非業務執行取締役です。平成27年度は5回開催しました。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針や取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などを決定するほか、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを行います。

報酬委員会は3名の取締役で構成され、そのうち2名が社外取締役、1名が社内出身の非業務執行取締役です。平成27年度は4回開催しました。

監査委員会

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を履行しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。

監査委員会は5名の取締役で構成され、そのうち3名が社外取締役、2名が社内出身の非業務執行取締役です。平成27年度は11回開催しました。

社外取締役会議

社外取締役がその責務を果たす上で必要な協議を自由に行う場として、社外取締役のみで構成される社外

取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。平成27年度は9回開催しました。

経営会議

代表執行役社長が意思決定をする上での審議機関として経営会議を設けています。経営会議は全執行役で構成されています。業務執行に関する重要事項については、毎月定期的に行われる経営会議において審議されます。平成27年度は12回（指名委員会等設置会社に移行後9回）開催しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けており、配当につきましては、中長期的に連結配当性向の平均を25%程度とすることを目標に当該期の業績に連動して実施する方針としております。

配当金等の推移

区分 \ 年度	第148期 (平成24年度)	第149期 (平成25年度)	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額 (円)	5.0	7.5	12.0	12.0 (予定)
年間配当額 (百万円)	2,217	3,482	5,576	5,580 (予定)
連結配当性向 (%)	13.9	18.4	23.6	32.3 (予定)

(注) 第151期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、本定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。

(4) 株式の政策保有及び政策保有に係る議決権行使の基本方針

① 株式の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式の保有について以下のとおり最小限とすることを基本方針としています。

- ・株式の保有を通じ保有先との間で事業面・財務面等の関係が発展し、当社グループの企業価値向上に資すると合理的に判断される場合に限る。
- ・株式の保有の合理性につき取締役会において定期的に見直しを行い、合理性が薄れたものについては、売却等の手段により保有を随時解消する。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを総合的に勘案の上、賛否を判断します。

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
29銘柄	12,734百万円

以 上

連結貸借対照表 (平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	423,402
現金及び預金	89,589
受取手形及び売掛金	216,310
電子記録債権	727
有価証券	4,599
商品及び製品	13,046
仕掛品	47,121
原材料及び貯蔵品	28,740
繰延税金資産	12,505
その他	13,994
貸倒引当金	△ 3,233
固定資産	156,140
有形固定資産	104,968
建物及び構築物	41,780
機械装置及び運搬具	26,644
土地	21,246
建設仮勘定	7,960
その他	7,336
無形固定資産	11,143
のれん	3,253
ソフトウェア	5,755
その他	2,133
投資その他の資産	40,029
投資有価証券	26,662
長期貸付金	802
退職給付に係る資産	31
繰延税金資産	5,921
その他	11,411
貸倒引当金	△ 4,800
資 産 合 計	579,543

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	259,600
支払手形及び買掛金	68,905
電子記録債務	47,550
短期借入金	77,714
未払法人税等	4,128
賞与引当金	9,200
役員賞与引当金	311
完成工事補償引当金	3,889
製品保証引当金	3,506
工事損失引当金	7,748
土地売却費用引当金	254
その他	36,391
固定負債	69,498
社債	10,000
新株予約権付社債	19,988
長期借入金	9,870
繰延税金負債	428
役員退職慰労引当金	160
訴訟損失引当金	6,457
退職給付に係る負債	16,681
資産除去債務	1,899
その他	4,011
負 債 合 計	329,099
(純 資 産 の 部)	
株主資本	243,490
資本金	68,760
資本剰余金	72,691
利益剰余金	102,446
自己株式	△ 408
その他の包括利益累計額	△ 2,473
その他有価証券評価差額金	2,739
繰延ヘッジ損益	△ 12
為替換算調整勘定	5,878
退職給付に係る調整累計額	△ 11,080
新株予約権	952
非支配株主持分	8,475
純 資 産 合 計	250,444
負 債 純 資 産 合 計	579,543

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		486,235
売上原価		353,344
売上総利益		132,891
販売費及び一般管理費		94,879
営業利益		38,011
営業外収益		
受取利息	223	
受取配当金	489	
持分法による投資利益	1,108	
その他	535	2,357
営業外費用		
支払利息	1,205	
為替差損	1,845	
その他	846	3,897
経常利益		36,471
特別利益		
固定資産売却益	77	
投資有価証券売却益	380	
土地売却費用引当金戻入額	1,589	
その他	1	2,049
特別損失		
固定資産売却損	15	
固定資産除却損	99	
減損損失	260	
訴訟損失引当金繰入額	6,457	
その他	2	6,834
税金等調整前当期純利益		31,686
法人税、住民税及び事業税	9,581	
法人税等調整額	3,207	12,789
当期純利益		18,896
非支配株主に帰属する当期純利益		1,642
親会社株主に帰属する当期純利益		17,254

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	238,162
現金及び預金	54,996
受取手形	20,953
売掛金	83,052
電子記録債権	520
有価証券	350
製品	1,877
仕掛品	21,547
原材料及び貯蔵品	15,275
前渡金	949
繰延税金資産	5,679
短期貸付金	21,641
未収入金	6,868
その他	5,597
貸倒引当金	△ 1,148
固定資産	191,747
有形固定資産	64,685
建物及び構築物	26,007
機械及び装置	9,110
車両運搬具	34
工具、器具及び備品	1,927
土地	20,503
リース資産	710
建設仮勘定	6,391
無形固定資産	4,667
特許権	211
ソフトウェア	4,215
リース資産	144
施設利用権	27
電話加入権	67
投資その他の資産	122,395
投資有価証券	16,636
関係会社株式	80,853
関係会社出資金	15,087
長期貸付金	3,097
長期前払費用	200
繰延税金資産	4,207
その他	5,297
貸倒引当金	△ 2,986
資 産 合 計	429,910

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	166,523
支払手形	5,772
買掛金	22,279
電子記録債務	39,196
短期借入金	53,839
1年内返済予定の長期借入金	18,729
リース債務	343
未払金	4,550
前受金	2,781
預り金	2,436
賞与引当金	4,422
役員賞与引当金	165
完成工事補償引当金	935
製品保証引当金	1,839
工事損失引当金	4,154
土地売却費用引当金	254
その他	4,823
固定負債	50,960
社債	10,000
新株予約権付社債	19,988
長期借入金	8,050
退職給付引当金	3,861
訴訟損失引当金	6,457
リース債務	566
長期未払金	137
資産除去債務	1,899
負 債 合 計	217,484
(純 資 産 の 部)	
株主資本	208,851
資本金	68,760
資本剰余金	80,603
資本準備金	72,688
その他資本剰余金	7,915
利益剰余金	59,737
その他利益剰余金	59,737
繰越利益剰余金	59,737
自己株式	△ 250
評価・換算差額等	2,622
その他有価証券評価差額金	2,622
新株予約権	952
純 資 産 合 計	212,426
負 債 純 資 産 合 計	429,910

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		210,948
売上原価		164,186
売上総利益		46,761
販売費及び一般管理費		41,327
営業利益		5,434
営業外収益		
受取利息	212	
受取配当金	21,123	
貸倒引当金戻入額	22	
その他	193	21,553
営業外費用		
支払利息	784	
社債利息	53	
為替差損	431	
その他	424	1,693
経常利益		25,293
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	380	
土地売却費用引当金戻入額	1,589	
その他	1	1,976
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	47	
減損損失	57	
訴訟損失引当金繰入額	6,457	
その他	2	6,568
税引前当期純利益		20,701
法人税、住民税及び事業税	△ 539	
法人税等調整額	963	424
当期純利益		20,277

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	屋	誠三郎		印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	屋	誠	三郎	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第151期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

株式会社 荏 原 製 作 所 監 査 委 員 会

監査委員	並	木	正	夫	㊟
監査委員	山	崎	彰	三	㊟
監査委員	佐	藤		泉	㊟
監査委員	藤	本	哲	司	㊟
監査委員	津	村	修	介	㊟

(注) 監査委員 並木 正夫、山崎 彰三、及び佐藤 泉は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



会場：東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 ボールルーム（ウエスト）

＜交通＞

◆京急線品川駅下車高輪口徒歩約3分

◆JR品川駅下車中央改札口（高輪口）徒歩約3分

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第151期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第 151 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」…………… 1 頁
- ② 連結計算書類の「連結注記表」…………… 2 頁
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」……………11 頁
- ④ 計算書類の「個別注記表」 ……………12 頁

株式会社 荏原製作所

当社は、第 151 期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ebara.co.jp/ir/stocks/shareholdersmeeting.html>）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	68,697	72,627	91,815	△397	232,742
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	63	63			126
剰余金の配当			△6,623		△6,623
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,254		17,254
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	63	63	10,630	△10	10,747
当期末残高	68,760	72,691	102,446	△408	243,490

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 持 分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 上 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,324	73	10,742	△9,824	6,316	730	7,764	247,553
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)								126
剰余金の配当								△6,623
親会社株主に帰属する 当期純利益								17,254
自己株式の取得								△10
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,584	△86	△4,863	△1,255	△8,790	222	711	△7,856
当期変動額合計	△2,584	△86	△4,863	△1,255	△8,790	222	711	2,891
当期末残高	2,739	△12	5,878	△11,080	△2,473	952	8,475	250,444

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	54社
主要な連結子会社の名称	株式会社荏原エリオット 荏原冷熱システム株式会社 株式会社荏原電産 荏原ハマダ送風機株式会社 荏原環境プラント株式会社 株式会社荏原フィールドテック 株式会社荏原エージェンシー Ebara International Corporation 荏原機械（中国）有限公司 荏原機械淄博有限公司 嘉利特荏原泵業有限公司 Ebara Pumps Europe S. p. A. Elliott Company Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd. 烟台荏原空調設備有限公司 青島荏原環境設備有限公司 Ebara Technologies Incorporated Ebara Precision Machinery Korea Incorporated 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、当社連結子会社であるEbara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda. がThebe Bombas Hidraulicas S. A. の株式の全部を取得したため、新たに連結の範囲に含めています。

(3) 主要な非連結子会社の名称

Ebara Espana Bombas S. A.
中部リサイクル株式会社
連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社数	1社
Ebara Espana Bombas S. A.	
持分法を適用した関連会社数	2社
水ing株式会社	
大平洋機工株式会社	

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

中部リサイクル株式会社
持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社27社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）

主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

⑥ 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

⑦ 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

⑧ 土地売却費用引当金

旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。

⑨ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 重要なヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

iii) ヘッジ方針

当社の内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

iv) ヘッジの有効性評価の方法

上記 ii) に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記 ii) に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

iii) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更します。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微です。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

従来、当社及び国内連結子会社では、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しました。

当社グループは、中期経営計画「E-Plan2016」の計画対象期間（平成26年度から平成28年度までの3年間）を「『経営基盤強化』から『成長』へと明確に舵を切る変換点」と位置付け、海外市場では量（売上高）、国内市場では質（営業利益）を特に重視したうえで、内外リソースの機動的・集中的な活用によるスピード感を持った変化の実現と成長の加速を図ることをグループ全体の基本方針としています。この方針のもと、国内外生産拠点の機能整理、再編を含めた最適地生産体制への移行、グローバルな生産体制の構築を推進しています。

こうした施策の実行に当たり、有形固定資産の使用状況を見直したところ、国内設備の安定的な稼働が見込まれるため、当年度より当社及び国内連結子会社における有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更することが使用実態をより適切に反映するものと判断しました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,727百万円増加しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	4,254百万円
機械装置及び運搬具	41百万円
土地	103百万円
投資有価証券	20百万円
その他	557百万円
計	4,977百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	283百万円
長期借入金	942百万円
計	1,225百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

198,096百万円

3. 保証債務

(1) 従業員の銀行借入に対する保証

112百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証

Ebara Vietnam Pump Company Limited	9百万円
------------------------------------	------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	465,644,024	400,572	—	466,044,596

（注）普通株式の発行済株式総数の増加400,572株は、新株予約権の行使によるものです。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,834	8.25	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	2,789	6.00	平成27年9月30日	平成27年12月7日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成28年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,790	利益剰余金	6.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権付社債	普通株式	41,886,001株
新株予約権	普通株式	1,588,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期的な必要資金を銀行借入や社債発行等により調達しています。短期的な運転資金は、必要額を銀行等から調達し、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブは、実需に基づきリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品にかかるリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。為替の変動リスクについて、当社は、外貨建の債権債務をネットしたポジションに対して、外貨借入または外貨預金を利用してヘッジしており、連結子会社は、為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、MMF、金融機関及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんどが1年以内に決済されます。その一部には、原動機等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、総じて同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている一部の借入金について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引があります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、当社は、内部規程である債権管理規程に基づき、財務部門と営業部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、内部規程である資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替の変動リスクに対しては、外貨建の債権債務を通貨別に把握した上で、外貨借入と外貨預金でヘッジしています。また、外貨建の債権債務に対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対しても、先物為替予約でヘッジを行っています。金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引でヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、内部規程である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金繰計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。また代替流動性となるコミットメントラインも一定量を確保しており、流動性リスクに対処しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	89,589	89,589	—
(2) 受取手形及び売掛金	216,310		
(3) 電子記録債権	727		
貸倒引当金（*1）	△3,233		
	213,804	213,737	(66)
(4) 有価証券及び投資有価証券	17,360	17,363	2
(5) 支払手形及び買掛金	(68,905)	(68,905)	—
(6) 電子記録債務	(47,550)	(47,550)	—
(7) 短期借入金	(77,714)	(77,714)	—
(8) 社債	(10,000)	(10,116)	(116)
(9) 新株予約権付社債	(19,988)	(19,948)	39
(10) 長期借入金	(9,870)	(10,188)	(318)
(11) デリバティブ取引（*2）	(19)	(19)	—

（*1）貸倒引当金は全額を控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は相殺して純額表示しており、差引で正味の債務となる場合は（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、譲渡性預金は短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 社債、(9) 新株予約権付社債並びに(10) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(11)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(11) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき計算しています。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(10)参照）。

（注2）非上場株式・関係会社株式等（連結貸借対照表計上額13,901百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」に含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 518円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円12銭 |

重要な後発事象に関する注記

(株式併合等)

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成28年6月24日開催予定の第151期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議しました。

1. 単元株式数の変更の理由及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更します。

この変更に合わせて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施します。

2. 単元株式数の変更

変更の内容

平成28年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更します。

3. 株式併合

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・割合

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合します。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	466,044,596株
併合により減少する株式数	372,835,677株
併合後の発行済株式総数	93,208,919株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少します。

併合前の発行可能株式総数（平成28年3月31日現在）	1,000,000,000株
併合後の発行可能株式総数	200,000,000株

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

- | | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,590円82銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 185円58銭 |

その他の注記

(追加情報)

平成27年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。本事故により損傷を受けた施設の復旧工事及び損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議していますが、現時点で当該事象が連結損益に与える影響を合理的に見積もることは困難な状況です。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	68,697	72,625	7,914	80,540	46,083	46,083
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	63	63		63		
剰余金の配当					△6,623	△6,623
当期純利益					20,277	20,277
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	63	63	0	63	13,654	13,654
当期末残高	68,760	72,688	7,915	80,603	59,737	59,737

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△239	195,080	5,200	5,200	730	201,011
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		126				126
剰余金の配当		△6,623				△6,623
当期純利益		20,277				20,277
自己株式の取得	△10	△10				△10
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△2,578	△2,578	222	△2,356
当期変動額合計	△10	13,770	△2,578	△2,578	222	11,414
当期末残高	△250	208,851	2,622	2,622	952	212,426

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(6) 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(7) 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

(8) 土地売却費用引当金

旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。

(9) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しました。

当社グループは、中期経営計画「E-Plan2016」の計画対象期間（平成26年度から平成28年度までの3年間）を「『経営基盤強化』から『成長』へと明確に舵を切る変換点」と位置付け、海外市場では量（売上高）、国内市場では質（営業利益）を特に重視したうえで、内外リソースの機動的・集中的な活用によるスピード感を持った変化の実現と成長の加速を図ることをグループ全体の基本方針としています。この方針のもと、国内外生産拠点の機能整理、再編を含めた最適地生産体制への移行、グローバルな生産体制の構築を推進しています。

こうした施策の実行に当たり、有形固定資産の使用状況を見直したところ、国内設備の安定的な稼働が見込まれるため、当年度より当社における有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更することが使用実態をより適切に反映するものと判断しました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,424百万円増加しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式

20百万円

計

20百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

110,660百万円

3. 保証債務

(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証

102百万円

(2) 関係会社の銀行借入等に対する保証

9,881百万円

連結会社

Elliott Company

6,549百万円

荏原機械淄博有限公司

1,468百万円

株式会社荏原電産

1,054百万円

荏原機械（中国）有限公司

768百万円

P.T. Ebara Indonesia

31百万円

連結会社計

9,872百万円

非連結会社

Ebara Vietnam Pump Company Limited

9百万円

非連結会社計

9百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権

53,198百万円

関係会社に対する長期金銭債権

3,206百万円

関係会社に対する短期金銭債務

13,984百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

42,489百万円

仕入高

31,652百万円

営業取引以外の取引高

21,274百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	890,743	20,606	1,786	909,563

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加20,606株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,786株は、単元未満株式の売渡しによるものです。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,364百万円
赤字工事進行基準による売上損失	543百万円
退職給付引当金	2,034百万円
税務上の繰越欠損金	7,721百万円
投資有価証券等評価損	369百万円
関係会社株式評価損	698百万円
たな卸資産評価損	1,446百万円
固定資産除却損	889百万円
減価償却費	168百万円
完成工事補償等引当金	2,124百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,240百万円
未払金	517百万円
訴訟損失引当金	1,977百万円
その他	1,745百万円
繰延税金資産小計	22,841百万円
評価性引当額	△11,035百万円
繰延税金資産合計	11,806百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,157百万円
その他	761百万円
繰延税金負債合計	1,918百万円

繰延税金資産の純額 9,887百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 荏原エリオット	所有 間接100%	・当社がコンプレッサ・ タービン等を購入 ・当社が工場を賃貸 ・当社が資金を貸与 ・役員1名兼任	売 上 仕 入 貸付金利息 役務の対価等	1,172 2,276 41 0	受 取 手 形 売 掛 金 短 期 貸 付 金 未 収 入 金 支 払 手 形 買 掛 金 その他短期債務	1 109 8,292 288 352 1,069 84
子会社	株式会社 荏原電産	所有 直接100%	・当社が電気機械器具を 購入 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を貸与 ・当社が債務を保証	売 上 仕 入 貸付金利息 受取配当金 支 払 利 息 役務の対価等 債 務 保 証	170 1,171 3 90 0 294 1,054	売 掛 金 短 期 貸 付 金 未 収 入 金 支 払 手 形 買 掛 金 その他短期債務	36 711 18 288 654 364
子会社	株式会社 荏原フィールド テック	所有 直接100%	・当社のコンポーネント 機器・半導体製造装置 の販売及びアフターサ ービス ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任	売 上 仕 入 受取配当金 支 払 利 息 役務の対価等	15,079 287 526 8 1	受 取 手 形 売 掛 金 未 収 入 金 買 掛 金 電 子 記 録 債 務 短 期 借 入 金 その他短期債務	7,122 4,433 313 19 81 3,571 31
子会社	Elliott Company	所有 間接100%	・当社がコンプレッサ・ タービン等を購入 ・当社が債務を保証 ・役員3名兼任	売 上 仕 入 役務の対価等 債 務 保 証	10 1,000 7 6,549	売 掛 金 未 収 入 金 その他短期債権 買 掛 金	10 26 60 72

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
2. 資金の貸付及び借入は、市場金利を勘案して決定しています。
3. 債務保証は、銀行借入等の債務保証を行ったものであり、保証料を受領しています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 454円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 43円62銭 |

重要な後発事象に関する注記

(株式併合等)

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成28年6月24日開催予定の第151期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議しました。

1. 単元株式数の変更の理由及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更します。

この変更に合わせて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施します。

2. 単元株式数の変更

変更の内容

平成28年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更します。

3. 株式併合

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・割合

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合します。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	466,044,596株
併合により減少する株式数	372,835,677株
併合後の発行済株式総数	93,208,919株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少します。

併合前の発行可能株式総数（平成28年3月31日現在）	1,000,000,000株
併合後の発行可能株式総数	200,000,000株

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

- | | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,273円25銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 218円10銭 |